| 学校番号 | 3009 |
|---|---|

# 令和８年度　工業科（建築系）

| 教科 | 工業科（建築系） | 科目 | 建築法規 | 単位数 | ２単位 | 年次 | ３年次 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 使用教科書 | 『建築法規』（実教出版） | | | | | | |
| 副教材等 | 『建築基準法令集』（建築資料研究社） | | | | | | |

1　担当者からのメッセージ（学習方法等）

学習の手順は、主に建築基準法令集を使用して解説を行い、重要な条文、用語・数値にラインを引かせる。ラインは、用語・重要文・否定文に分類して色分けさせてオリジナルの法令集を作成させる。問題を解くときには必ずそのオリジナル法令集を使用して解かせ、まず法令集の使用方法を習得させる。また、複雑な条文は教科書の図解を参考に説明し、必要に応じて実際の建築物の写真等を利用して解説する。

2　学習の到達目標

誰もが快適に住むことができる最低限の基準である建築基準法を中心に、都市計画法、消防法、建築士法、その他関連法規について理解する。建築物を設計する上で法規の趣旨を読み取り、状況に応じて判断できる思考力・判断力を身に付け、その趣旨を他者に説明できる表現力を養う。そして、建築技術者としての社会的役割と責任を理解することで安全・倫理・公共性を重視する人間性の育成を図る。

3　評価の観点及びその趣旨

| 観点 | a:知識・技術 | b:思考・判断・表現 | c:主体的に学習に取り組む態度 |
|---|---|---|---|
| 観点の趣旨 | 設計及び工事監理、工事管理業務に従事する建築技術者に必要な基本的な法令知識を身に付け、建築物や工作物を法規に適合するように計画し、その技術を適切に活用する能力を身に付けている。 | 建設業の工事監理者として必要な課題の解決力と思考を、建築法規の基礎的な知識と技術を基に、適切に判断し表現する能力を身に付けている。 | 建築法規に関する課題について関心をもち、その改善・向上をめざして主体的に取組み、実践的な態度を身に付けている。 |

上に示す観点に基づいて、学習のまとまりごとに評価し、学年末に５段階の評定にまとめます。学習内容に応じて、それぞれの観点を適切に配分し、評価します。

4　学習の活動

| 学期 | 単元名 | 学習内容 | 単元(題材)の評価規準 | 評価方法 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 知(a) | 思(b) | 主(c) |
| 前期 | 建築法規のあらまし・手続きなどの規定・個々の建築物にかかわる規定 | 1. 法規の体系と建築基準法の構成<br>2. 建築基準法の基本用語<br>3. 用語の定義<br>4. 建築面積<br>5. 延べ面積<br>6. 各部の高さに関する規定<br>7. 確認申請・中間検査・完了検査<br>8. 採光・換気・排煙に関する規定<br>9. アスベスト・シックハウスに関する規定<br>10. 天井高さ・地階に関する規定<br>11. 階段・傾斜路に関する規定<br>12. 建築設備に関する規定<br>13. 木造建築物に関する規定<br>14. 避難計画・二方向避難に関する規定 | a:建築法規に関する基本的な知識を付け適切に活用している。<br>b：建築法規に関する建築技術者に必要な思考力、適切な判断力、表現力を身に付けている。<br>c:建築法規に関する課題に関心をもち、主体的に取り組む実践的な態度を身に付けている。 | 確認テスト | 確認テスト | 授業観察<br>提出ノート |
| 後期 | 良好な都市環境をつくるための規定・各種関係法規 | 1. 道路の種類と基準<br>2. 敷地と道路の関係<br>3. 途地域<br>4. 容積率<br>5. 建ペイ率<br>6. 高さの制限<br>7. 道路斜線<br>8. 北側斜線<br>9. 建築士法<br>10. 都市計画法 | a:建築法規に関する基本的な知識を付け適切に活用している。<br>b：建築法規に関する建築技術者に必要な思考力、適切な判断力、表現力を身に付けている。<br>c:建築法規に関する課題に関心をもち、主体的に取り組む実践的な態度を身に付けている。 | 確認テスト | 確認テスト | 授業観察<br>提出ノート |

※　表中の観点について　a:知識・技術　b:思考・判断・表現　c:主体的に学習に取り組む態度